



シリーズ・国保

国民健康保険の財政は、 危機的状況です！

特定健診を受診した場合と受診していない場合の生活習慣病罹患状況の一人当たり医療費は、特定健診を受診していない場合の方が、統計的に「約11万円」高くなっています。

特定健診の受診の有無により、医療費も増減することになります。

ですので、国民健康保険の皆様も特定健診を受診するようお願いいたします。

国民健康保険の届出を忘れていませんか？ ～こんなときは14日以内に届出を！～

国民健康保険の加入、脱退の届出は14日以内にしてください。届出の遅れは、トラブルのもととなりますので、早めの手続きをお願いします。なお、手続きには、本人を確認できる書類（運転免許証・パスポート等）をご持参くださるようお願いいたします。

※国民健康保険の資格の異動、保険証等の再交付の際は、個人番号の確認できるもの（通知カード、個人番号カード）が必要となります。



そのため、世帯主や同じ世帯の方以外の方が代理で届出をする際は、委任状が必要となります（同一に住所にお住まいの方であっても、住民票上の世帯が別である場合は、委任状が必要です。）。

こんなときは届出が必要です		届出に必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	会社等を辞めたとき	資格喪失証明書、印鑑
	他の健康保険の被扶養者から外れたとき	資格喪失証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの、保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退	外国籍の人が加入するとき	在留カード
	他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
	他の健康保険に加入したとき	職場の健康保険証、保険証、印鑑
	他の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険証、保険証、印鑑
その他	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑
	同一市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
修学のため、別に住所を定めるとき		
保険証を紛失したとき	身分を証明するもの*、印鑑	

※身分を証明するものとは、運転免許証やパスポートなどです。

保養所、はり・きゅう利用券の利用期限について

平成27年度中に交付した『保養所、はり・きゅう券』の利用は、平成28年3月31日（木）まで利用可能となっております。期限を過ぎた『保養所、はり・きゅう券』は利用できませんのでご注意ください。早めに利用していただき、健康増進に努めてくださるようお願いいたします。

なお、利用者名が記載されてありますので、必ず、利用者名を確認するようにお願いします。

■問い合わせ先：保健課 TEL：474-1111（内線：国民健康保険係123～125）

志布志市の税金に関することや滞納処分の状況をご紹介します。

公売会を実施します

市では、公正な滞納処分に資するため以下の財産について公売を実施します。

- 公売方法：入札方式 ●入札日：3月18日（金）
- 入札会場：有明地区公民館（旧有明農村環境改善センター）
- 携行品：印鑑（認印可、シャチハタ不可）、身分証明書（運転免許証等）、買受代金（動産公売のみ）

※代理人による入札の場合、委任状及び代理人の印鑑・身分証明書

◆動産公売：13時30分受付 14時入札（物件の下見は、13時からできます。）

- 公売物件の引渡しは、買受代金納付時の現況で行います。
- 公売物件は、いかなる理由があっても、返品・交換はできません。



写真①：着物 18点
見積価額 400円～
写真②：着物帯 23点
見積価額 100円～
写真③：バック他 8点
見積価額 300円～

◆不動産公売：15時30分受付 16時入札

売却区分番号	公売財産の名称及び性質	見積価額
27-101	志布志町安楽字花蔵 4251番～4257番、4258番1・2・3、4262番 志布志町安楽字寺田 4263番1・2、4264番 原野（14筆） 6,964㎡	80,000円
27-102	志布志町夏井字土光 1072番 山林 429㎡	16,000円
27-103	志布志町内之倉字泉出 7028番 2 山林 474㎡	11,000円
27-104	志布志町内之倉字昆砂ヶ野 7090番 4 山林 108㎡	3,000円



売却区分番号 27-101

●いずれも公簿表示で現況渡します。

※公売物件の詳細については、ホームページまたは本庁・各支所窓口にあるチラシをご覧ください。

問 本庁 税務課 滞納整理係 TEL：474-1111（内線153）

今月の納税

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・市県民税の随期がある場合があります。納期限内納付をお願いします。

なお、納期限内の納付が難しい場合などは、必ず納税相談をお願いします。

口座振替をされる方は、口座振替日の前日までに残高確認をお願いします。

※納税証明等の交付について

金融機関等で納付してから市役所で納付確認ができるまで、約1週間程度かかる場合があります。納付後、早急に納税証明等が必要な場合は領収書等をお持ちの上、交付請求してくださいませようお願いします。

平成27年度滞納処分等実施状況について

◆差押えを実施した件数
（平成27年度4月～1月） **176件**

差押えの内容：

- 債権：49件 ●預貯金：79件
- 不動産：30件 ●給与：14件
- 動産：4件

生活状況により一度に納税することが困難な方や失業・病气等で収入がない方につきましては、本庁・各支所の税務窓口で納税相談を実施しています。

特別な理由もなく滞納を続けられますと、他の納税者との公平を保ち、大切な市税を確保するため、財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえることになります（法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」、「財産を差し押さえなければならない」と定められています）。

問 本庁 税務課 TEL：474-1111 滞納整理係（内線152・153）
収納管理係（内線147・148）